

## 公 売 公 告 兼 見 積 価 額 公 告

国税徴収法第94条の規定により差押財産を公売することとしたから、同法第95条の規定により公告する。  
また、同法第98条の規定により公売財産の見積価額を決定したから、同法第99条の規定により公告する。

令和7年4月22日

福岡国税局長

## 記

|                                  |                                                                                                                                                 |                                          |
|----------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------|
| 公売の<br>日 時                       | 買受申込<br>期 間                                                                                                                                     | 令和7年5月19日 13時00分から<br>令和7年5月21日 13時00分まで |
| 公 売 の 場 所                        | <a href="https://kankocho.jp/">https://kankocho.jp/</a>                                                                                         |                                          |
| 公 売 の 方 法                        | インターネット公売による期間競り売り（公売公告別紙2に記載する売却区分ごとに売却する。）                                                                                                    |                                          |
| 最高価申込者決定の日                       | 令和7年5月23日                                                                                                                                       | 10時00分                                   |
| 最高価申込者決定の場<br>所                  | 福岡国税局                                                                                                                                           |                                          |
| 売却決定の日時                          | 令和7年6月13日                                                                                                                                       | 10時00分                                   |
| 売却決定の場所                          | 福岡国税局                                                                                                                                           |                                          |
| 買受代金の納付期限                        | 令和7年6月16日                                                                                                                                       | 14時00分                                   |
| 権 利 移 転 の 時 期                    | 買受代金の全額を納付した時です。ただし、所有権の移転について登録、許可、承認を必要とする場合があります。                                                                                            |                                          |
| 危険負担移転の時期                        | 買受代金の全額を納付した時です。                                                                                                                                |                                          |
| 権利移転に伴う費用                        | 公売による権利移転に伴う費用は、買受人の負担となります。                                                                                                                    |                                          |
| 公売財産上の質権者<br>抵当権者等の権利の<br>内容の申し出 | 公売財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権、その他公売財産の売却代金から配当を受けることができる権利を有する者は、売却決定の日の前日までに、債権現在額申立書により、その内容を福岡国税局特別整理第一部門に申し出てください。<br>債権現在額申立書の用紙は、当局特別整理第一部門にあります。 |                                          |
| 買 受 人 の 資 格<br>そ の 他 の 要 件       | 国税徴収法第92条又は第108条に抵触しない者<br>農地については買受適格証明書の提出を要する場合があります。                                                                                        |                                          |
| そ の 他 公 売 条 件 等                  | 公売公告別紙1のとおり                                                                                                                                     |                                          |
| 公 売 財 産 の 表 示                    | 公売公告別紙2のとおり<br><br>公売公告別紙2は、庁舎内(福岡国税局 特別整理第一部門)で確認できます。                                                                                         |                                          |
| 公 売 保 証 金                        |                                                                                                                                                 |                                          |
| 見 積 価 額                          |                                                                                                                                                 |                                          |

## そ の 他 公 売 条 件 等

### 1 参加規約への同意

インターネット公売に参加するには、国税庁ホームページ「公売情報」に掲載の「国税関係インターネット公売ガイドライン」を確認していただくとともに、規約に同意していただく必要があります。

### 2 公売参加申込期間

令和7年4月23日 13時00分 から 令和7年5月7日 17時00分まで

上記期限内に、「K S I 官公庁オークションサイト」にて事前に参加申込みを行わなければ、インターネット公売に参加（買受申込み）できません。

### 3 必要書類及び提出期限

主な必要書類は以下のとおりです。

詳細は上記1.「国税関係インターネット公売ガイドライン」をご確認ください。

- ・ 法人が公売に参加する場合 : 商業登記簿に係る登記事項証明書（個人が参加する場合には必要書類はありません）
- ・ 公売物件が不動産の場合 : 陳述書（法人・個人にかかわらず必要）
- ・ 代理人として公売に参加する場合 : 委任状（法人・個人にかかわらず必要）

提出期限：令和7年5月15日 17時00分

送 付 先：福岡国税局（特別整理第一部門 公売担当）

### 4 公売保証金

銀行振込みにより納付する方法とクレジットカードの与信枠を提供する方法があります。

- ・ 銀行振込みを利用する場合

納付期限：令和7年5月15日 14時00分

※ 振込先は参加申込後に「K S I 官公庁オークション」から送られてくるメールをご確認ください。

（必要書類）

- ・ 公売保証金の充当申出書
- ・ 公売保証金振込通知書兼払渡請求書

提出期限：令和7年5月15日 17時00分

送 付 先：福岡国税局（特別整理第一部門 公売担当）

- ・ クレジットカードを利用する場合

「K S I 官公庁オークションサイト」を運営する紀尾井町戦略研究所株式会社に対しクレジットカードの与信枠を提供していただきます（これにより、紀尾井町戦略研究所株式会社と納付保障委託契約を締結することとなります。）。

担当窓口

〒812-8547 福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号 福岡合同庁舎  
福岡国税局 特別整理第一部門 公売担当  
電話番号 092-411-0031（内線 4925）